

入所判定基準

●入所申込みから入所決定までの流れ

- ①入所申込み 要介護者ご本人またはご家族が、指定の用紙にて入所申込みしていただきます。
- ②入所判定委員会 ○申込書を参考に入所順位を決定します。
(※毎月第4土曜日開催) (施設は必要に応じて介護支援専門員等にご家族の状況を参照することもできます)
○入所判定委員会の記録を作成します。(2年間保管)
- ③入所順位名簿作成 入所判定委員会終了後、名簿の更新を行います。
- ④お申込み者への意思確認 施設に空床が生じた場合、ご本人またはご家族への入所の意思を確認します。
- ⑤入所決定・契約 ○施設は入所決定者氏名を保険者に報告します。
- ⑥入所決定状況の確認 ○保険者から求めがあった場合は、入所決定者の入所順位を報告します。

●文珠苑入所判定委員会

- ①構成委員 施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、第三者委員(評議員)
②開催 原則、月1回開催します。(第4土曜日開催)

●入所判定基準概要

①要介護度別	要介護度5・・・・30点 要介護度3・・・・10点	要介護度4・・・・20点
②介護者の状況	単身の場合・・・20点	介護困難の場合・・・15点
③居宅サービス利用度	居宅サービスを80%以上利用している・・・15点 居宅サービスを50%~80%利用している・・・10点 居宅サービスを50%未満利用している・・・5点	
④入院等の状況	医療機関等へ入院して療養中の者で、退院を告知されたもので、居宅での介護が困難な場合	・・・・・・・・10点
⑤認知症の状況	昼夜逆転、徘徊、暴言・暴行等の行動があり、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準Ⅱa以上のもので、居宅での介護が困難な場合	・・10点
⑥その他、考慮すべき事項	要介護度3以上の介護認定を受けてから2年以上経過しているが、介護保険を使わず続けてきた場合等	・・・・20点
合計		

※入所申請には介護保険証(写し)、申請者の印鑑が必要です。(詳細)TEL:0776-41-7500(担当:徳山)